

○ 稲川土地改良区車両管理規程

〔昭和48年1月19日  
制 定〕

（目的）

**第1条** この規程は、車両の運行並びに管理上の業務分掌及び責任を明確にし、円滑なる業務の推進を図ることを目的とする。

（規程の改廃）

**第2条** この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

（規程の適用）

**第3条** 車両の運行並びに管理は、この規程の定めるところによる。

（所有の種類）

**第4条** この改良区は、事業推進のため、バイク、オートバイ、乗用車、貨物自動車（以下「車」という。）を所有することができる。

（使用の目的）

**第5条** 車の使用は、改良区の業務の都合に限るものとし、業務以外及び外部に対して貸与することはできない。

（管理責任者）

**第6条** 車の管理責任者は事務局長とする。ただし、管理者が事故あるときは代行をするため予め補助者を定めることができる。

2 管理者は、善良なる管理者としての注意をもって常に車を完全な状態に保持しておかなければならない。

3 管理者は、前項の管理のためあらかじめ日常の保管手入れの責任者を定め整備に万全を期するものとする。

4 管理者は、車両運転日誌を備え、運転者にその都度記録させ検印する。ただし、乗用車、貨物自動車以外は省略することができる。車両運転日誌の様式は別に定める。

5 管理者は、車が破損若しくは紛失したとき、又は交通事故その他重大な事故が発生したときは、直ちに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

（運転者）

**第7条** 車を運転することのできる者は、それぞれの車種に適応した運転免許証を所持するこの改良区の職員又は雇人とする。ただし、貨物自動車は原則として専任運転者とする。

2 運転者は、常に道路交通法等関係法令（以下「法令」という。）及びこの規程を熟知して交通の安全を期し、事故防止に努めなければならない。

3 管理者は、長距離又は夜間運行する場合で疲労等により安全運転を継続することができないおそれのあるときは交替する運転者を乗務させる。

（使用許可）

**第8条** 車を使用するときは、管理者の許可を得なければならない。

（使用前の点検）

**第9条** 車を使用するときは、運転者は事故の未然防止と車の機能を維持するための車体各部を点検の上異常のないことを確認するものとする。

2 乗用車、貨物自動車には発炎筒等非常信号用具を必ず搭載しなければならない。

（使用中の注意）

**第10条** 車は細心の注意をもって取扱い、使用中に故障又は異常の点を発見したときは直ちに管理者に報告の上、その指示を受けて速やかに修理についての処理を講じなければならない。

2 故障した車は修理を終るまでは使用してはならない。

3 駐車するときは必ずスイッチその他必要個所に施錠し盗難予防に努めなければならない。

（使用後の注意）

**第11条** 使用した車は、車体各部を点検し、清掃等よく手入れした後所定の場所に格納して施錠し、鍵は管理者に返還する。

2 前項においてやむを得ず所定以外の場所に格納する場合若しくは駐車する場合又は管理者不在の場合は、運転者は自らの責任において車の保管をするものとする。

（当直、日直者の職務）

**第12条** 当直、日直者は運転者又は管理者より鍵の保管を依頼された場合は、火災その他天災等で緊急待避の必要のない限り善良なる管理者としての義務を負うものとする。

（損害の弁償）

**第13条** 管理者又は運転者の故意又は重大な過失により車を破損又は滅失したときは、その損害の全部又は一部を管理者又は運転者に弁償させることができる。

2 無免許者が運転して事故又は故障を生ぜしめたときは事情の如何をとわず本人が責任を負うものとする。

3 車を許可なく業務以外の目的に使用し、事故又は故障が生じたときは一切の責任は本人が追うものとする。

（法令違反の責任）

**第14条** 法令違反の処罰は運転者がその責務を負うものとする。ただし、情状によりその責務を軽減することができる。

（定めのない事項の処理）

**第15条** この規程に定めのない事項については必要に応じ、その都度理事長が定める。

**附 則**

この規程は昭和48年1月19日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。

